

第 2 2 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 2 年 3 月 2 7 日（金）

せたな町農業委員会

第 2 2 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 2 7 日（金） 午後 1 時 3 0 分 から 2 時 0 0 分

2. 開催場所 セタナ町役場 第 1 会議室

3. 出席委員（14 人）

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	2 番	横	道	重	人
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	6 番	小	島	敏	人
	8 番	酒	井	誠	一
	7 番	玉	木	久	志
	9 番	日	置	和	彦
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊
	1 3 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員（1 人）

1 0 番 本 井 治

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
- 第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について
- 第 9 議案第 7 号 令和 2 年度せたな町農業委員会活動方針及び
活動計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 22 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変お忙しい中出席いただきまして誠にありがとうございます。

またコロナウイルスの話しになりますが、まだ収まっていく傾向にはないように思われています。

そういったなかで会議時間等も短縮していきたいと思いますので、挨拶も簡単にしていきたいですがひとこと。

会長

先日〇〇の農地に関しまして、代理各委員長会議の後に〇〇地区でございますが、〇〇で現場を見てもらいたくて、皆さん方に見ていただきまして、色々な参考意見をいただきました。

その案件がなんとか無事に進んでいくのかなと。おそらく来月の総会案件にあがってくる内容だと思います。皆さん大変どうもありがとうございました。

会長

本日の案件は議案第 1 号～7 号までございます。皆さん慎重審議の程
よろしくお願い申し上げまして、簡単ではありますがも挨拶に代えさ
せていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

本日、10 番本井委員より欠席の申出がございました。只今の出席委員は 14 名で定足数に達しております。したがいまして、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第４条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、2 番横道委員、3 番森委員を指名いたします。

この指名は、第 22 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日1日間と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第18条の規定による通知について。

農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和2年3月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料1ページをご覧ください。

番号4番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、地目は畑、面積が[]㎡、解約理由につきましては、一部規模縮小するためでございます。

事務局 番号5番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、内、田んぼが13筆[]㎡、畑が1筆[]㎡の計14筆、面積が合わせまして[]㎡、解約理由につきましては、農地を後継者に贈与するためでございます。

事務局 番号6番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。所在につきましては[]、地目は畑、面積が[]㎡、解約理由につきましては、規模縮小のためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
それでは議案第 1 号の質疑をもらう前に暫時休憩といたします。

(午後 1 時 35 分 休憩)

(午後 1 時 36 分 再開)

議長

休憩を解きたいと思います。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第４ 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第３１条該当)】

議長

「日程第４ 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第３１条該当）」を議題といたします。

議長

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めておりますので、 委員におかれましては、発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権移転の申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 2 年 3 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。

番号 3 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、

[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
 [redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
 [redacted]、[redacted]、[redacted]、内、田んぼが 12 筆 [redacted] m²、畑が 8 筆 [redacted]
 m²の計 20 筆、面積が合わせまして [redacted] m²、贈与でございます。理
 由といたしましては、後継者に経営移譲するためでございます。

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転及び使用貸権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するのとする。令和 3 年 3 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 5 ページをご覧ください。

番号 4 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 2 筆 [REDACTED] m²、畑が 2 筆 [REDACTED] m² の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、こちらは売買でございます。田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、価格が [REDACTED] 円でございます。

事務局

6 ページをご覧ください。

番号 5 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 13 筆 [REDACTED] m²、畑が 1 筆 [REDACTED] m² の計 14 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、贈与でございます。理由といたしましては、農地を後継者に贈与したいということでございます。

事務局

7 ページをご覧ください。

番号6番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が
[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの
計18筆、地目は全て畑、面積が[REDACTED] m²、期間につきましては、許可
の日から10年間、使用貸借契約でございます。こちらの理由につきまし
ては、後継者に使用貸借するためでございます。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 7 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 7 筆 [REDACTED] m²、畑が 2 筆 [REDACTED] m²、非農地が 2 筆 [REDACTED] m² の計 11 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、期間につきましては、許可の日から 10 年間、使用貸借契約でございます。こちらの理由につきましては、後継者に農地を使用貸借するためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 14 ページをご覧ください。

番号 9 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規の賃貸借でございます。

事務局 15 ページをご覧ください。

番号 10 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局 16 ページをご覧ください。

番号 11 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局 17 ページをご覧ください。

番号 12 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 5 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

す。

事務局

18 ページをご覧ください。

番号 13 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 3 筆 [REDACTED] m²、畑が 5 筆 [REDACTED] m² の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と採草畑、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

19 ページをご覧ください。

番号 14 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 6 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

20 ページをご覧ください。

番号 15 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の 2 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

21 ページをご覧ください。

番号 16 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、単価は [REDACTED] 円と一部単価が [REDACTED] 円の土地がございます。賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

22 ページをご覧ください。

番号 17 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきまして

は、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020年3月27日から2023年3月26日までの3年間、単価は [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

23 ページをご覧ください。

番号 18 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、までの計 6 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020年3月27日から2023年3月26日までの3年間、単価は [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規の賃貸借でございます。

事務局

24 ページをご覧ください。

番号 19 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 22 筆 [REDACTED] m²、畑が 1 筆 [REDACTED] m² の計 23 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と転作田と普通畑、期間につきましては、2020年3月27日から2023年3月26日までの3年間、田んぼの単価は [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

25 ページをご覧ください。

番号 20 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 3 筆 [REDACTED] m²、畑が 2 筆 [REDACTED] m² の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらは売買でございます、所有権移転の時期につきましては 2020年3月27日、対価の支払期限が 2020年10月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

26 ページをご覧ください。

番号 21 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020年3月27日から2025年3月26日までの5年間、単価が [REDACTED] 円、賃

貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

27 ページをご覧ください。

番号 22 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■の計 5 筆、面積が■■■■ m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規の賃貸借でございます。

事務局

28 ページをご覧ください。

番号 23 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■の計 4 筆、面積が■■■■ m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規の賃貸借でございます。

事務局

29 ページをご覧ください。

番号 24 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、内、田んぼが 6 筆■■■■ m²、畑が 2 筆■■■■ m²の計 8 筆、面積が合わせまして■■■■ m²、利用目的は転作田と採草畑、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、田んぼの単価が■■■■円、畑の単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

30 ページをご覧ください。

番号 25 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■の計 4 筆、面積が■■■■ m²、利用目的は普通畑、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

31 ページをご覧ください。

番号 26 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 6 筆、面積が■■■■ m²、利用目的は普通畑、期

間につきましては、2020年3月27日から2025年3月26日までの5年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規の賃貸借でございます。

事務局

32ページをご覧ください。

番号27番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計8筆、面積が■■■■㎡、利用目的は転作田、期間につきましては、2020年3月27日から2023年3月26日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

33ページをご覧ください。

番号28番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計17筆、面積が■■■■㎡、利用目的は採草畑、期間につきましては、2020年3月27日から2023年3月26日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

34ページをご覧ください。

番号29番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、面積が■■■■㎡、利用目的は採草畑、期間につきましては、2020年3月27日から2025年3月26日までの5年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

35ページをご覧ください。

番号30番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■の計4筆、面積が■■■■㎡、利用目的は普通畑、期間につきましては、2020年3月27日から2023年3月26日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

はい、説明が終わりました。
議案第４号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

「日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めておりますので、[REDACTED]委員におかれましては番号 31 番、[REDACTED]委員におかれましては番号 32 番の発言権無しということでご了承願いたいと思います。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 6 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料の 36 ページをご覧ください。

番号 31 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 2 筆 [REDACTED] m²、畑が 14 筆 [REDACTED] m² の計 16 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と採草畑、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、田んぼ

の単価が■■■■円、畑の単価が■■■■円と一部の土地が■■円でございます。
賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局

37 ページをご覧ください。

番号 32 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、内、田んぼが 6 筆 ■■■■ m²、畑が 1 筆 ■■■■ m²の計 7 筆、面積が合わせまして ■■■■ m²、利用目的は水田と普通畑、期間につきましては、2020 年 3 月 27 日から 2023 年 3 月 26 日までの 3 年間、田んぼの単価が ■■■■ 円、畑の単価が ■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■ 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。

議案第 6 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 2 年 3 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 38 ページをご覧ください。

番号 3 番。所在につきましては■■■■、公簿地目は畑、

現況は農地採草放牧地以外、面積が■■■㎡、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さんでございます。場所につきましては、39 ページ、40 ページでございます。

事務局

番号 4 番。所在につきましては■■■■■■■■■■、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が■■■㎡、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さんでございます。場所につきましては、41 ページ、42 ページでございます。

事務局

番号 3 番、4 番につきましては、2020 年 3 月 12 日に■■■■代理、■■■■委員、■■■■委員と現地に赴き、目視で確認していただきまして、農地以外であることを確認いただいております。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 令和 2 年度せたな町農業委員会活動方針及び活動計画について】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 令和 2 年度せたな町農業委員会活動方針及び活動計画について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 8 ページをご覧ください。
議案第 7 号 令和 2 年度せたな町農業委員会活動方針及び活動計画について。
農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、別紙の令和 2 年度せたな町農業委員会活動方針及び活動計画について議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

続けて資料の 43 ページをご覧ください。

事務局

内容を読み上げさせていただきます。

令和 2 年度せたな町農業委員会活動方針。

改正農業委員会法により農業委員会において最も重要な必須事務として位置づけられた「農地等の利用の最適化の推進」活動（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に鋭意取り組んできている。

高齢化により 65 歳以上の農業者割合が高くなっていく一方で、農家戸数の減少率が高くなっており、耕作放棄地、遊休農地が増える懸念がされている。

町内においては地区によって農地の状況や営農類型が異なっており、それぞれの地区に応じた取り組みを推進していかなければならない。

当農業委員会としては、高齢化に伴う離農による担い手減少により生じる耕作放棄地、遊休農地の発生に係る対策に積極的に取り組んでいくこととする。

また当農業委員会は、法律に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、現場の声を施策に反映させる農政活動を充実させながら、地域農業の持続的な発展と、せたな町の農業振興に寄与するため「公平かつ行動する農業委員会」としての取り組みを行い、農業者の公的代表機関としての機能、役割を果たしていくものとする。

事務局

農業委員会、農地委員会、農政委員会、広報委員会の活動計画はご覧の通りです。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 7 号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 22 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。

大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 4 月 27 日

会議録署名委員

2 番 横道重人

3 番 森 正徳

議 長 原田 嘉博